

秦漢時代の「徭」

石原 遼平

はじめに

國家を形成する諸制度の中でも労働力の徴収は中核をなす制度の一つであり、この制度をなるべく正確に理解することが、秦漢帝國の存在基盤を理解するうえで極めて重要となる。

出土秦漢律令が公表される以前には、秦漢時代勞役研究に用いることができるのは、傳世文獻中の極めて限られた史料のみであった。しかし、そのような状況下でも非常に多くの研究が行われ、多くの知見が蓄積されてきた¹。

その後 1970 年代末に睡虎地秦簡、2000 年代初に張家山漢簡が整理・刊行されると、史料状況は一變し、秦漢勞役研究に幾つかの大きな進展があった²。

¹ 睡虎地秦簡が公開される以前の研究には、濱口重國「踐更と過更一如淳説の批判」(『東洋學報』第 20 卷第 2 號、1932 年) 同「秦漢時代の徭役労働に關する一問題」(『市村博士古稀記念東洋史論叢』、1934 年)、吉田虎雄「漢の徭役と人頭税」(『東亞經濟研究』19 卷 4 號、1935 年)、同「支那税制史第 1 卷、兩漢租税の研究」大坂屋號書店 1942 年、勞榦「漢代兵制及漢簡中の兵制」(1948 初出、『勞榦學術論文集』甲編上、藝文印書館、1975 年に再録)、西田太一郎「漢の正卒について」(『東洋の文化と社會』1、1950 年) 同「漢の正卒に關する諸問題」(『東方學』10、1955 年)、西村元佑「漢代の徭役制度」(『東洋史研究』12 (5)、1953 年)、平中荅次「漢代の官吏の家族の税役免除と『軍賦』の負擔」(1955 年初出、同『中國古代の田制と税法』東洋史研究會、一九六七年に「漢代の官吏の家族の復除と『軍賦』の負擔」として再收)、韓連琪「漢代的田租口賦和徭役」(『文史哲』1956 年第 7 期)、米田賢次郎「漢代徭役日數に關する一試論」(『東方學報』27、1957 年)、伊藤徳男「漢代の徭役制度について—董仲舒の上言と「漢舊儀」との解釋をめぐって」(『古代學』8 (2)、1959 年) などがある。

² 睡虎地秦簡が公開された後の研究には、熊鐵基「秦代賦税徭役制度初探」(『華中師院學報(哲學社會科學版)』1978)、高恆「秦律中の徭・戍問題—讀睡虎地秦簡札記」(『考古』1980 年第 6 期)、

中でも注目されるのは、廣瀬薫雄の論考である。廣瀬氏は、従来「更徭」として一つの勞役制度だと考えられてきた「更」と「徭」が異なる勞役體系であると述べ、「更」が定期的な輪番勞役であり、一方の「徭」は臨時に徴發される勞役である³と指摘している。

これ以前の勞役研究では、兩者を一つの制度と考えたために史料間に矛盾が生じ、「更」について述べた史料に基づく意見と「徭」について述べた史料に基づく意見が對立することもあった。例えば、「更徭」の負擔者が十五から五十六歳の男子のみと考える重近啓樹 1990 と、女子も含むと考える山田勝芳 1986 との間の女性勞役の有無に関する意見の相違である。「徭」と「更」の史料を區別すれば、楊振紅 2010 の指摘するように、「更」は傳された男性が對象であるのに對して、「徭」は 15 歳以上の男女が對象となることがわかる⁴。

しかし、廣瀬 2006、2010 の指摘はまだ十分に受け入れられているとはいええず、近年でも楊振紅 2010 など一部の研究を除き、「更」と「徭」が適切に區別されずに論じられることが多い。この原因は、「更」と「徭」の別を中心に

錢劍夫「試論秦漢的正卒徭役」(『中國史研究』1982年第3期)、王育銓「『漢書』食貨志「一歲力役」爲句非是」(『文史』第13輯、1982年)、張金光「秦自商鞅變法後的租賦徭役制度」(『文史哲』1983年第1期)、同「論秦徭役制中的幾個法定概念」(『山東大學學報』2004年第3期)、藤田勝久「前漢の徭役勞働とその運營形態」(『中國史研究』8、1984年)、羅鎮嶽「試析西漢男子「屯戍一歲」與「邊戍三日」」(『中國史研究』1984年第1期)、重近啓樹「秦漢における徭役の諸形態」(『東洋史研究』49(3)、1990年)、山田勝芳「秦漢財政收入の研究」(汲古書院、1986年)、渡邊信一郎「漢代の更卒制度の再検討—服虔濱口說批判」(1992年初出、同「中國古代の財政と國家」2010年に再録および補論追加)、石岡浩「戰國秦の「徭」と軍政—睡虎地秦簡「秦律十八種「徭律」譯注—」(『法史學研究會會報』第9號、2004年)、臧知非「從張家山漢簡看「月爲更卒」的理解問題」(2004年初出、同『秦漢賦役與社會控制』三秦出版社2012年に再録)、鷲尾祐子「更卒について—漢代徭役制度試論」(『中國古代史論叢』續集、2005)同「「爲正」考—漢代における戸と國家負擔」(『中國古代史論叢』三集、2006)、廣瀬薫雄「張家山漢簡所謂史律中有關踐更之規定的探討」(馮天瑜主編『人文論叢』2004年卷、武漢大學出版社、2005年)、楊振紅「徭、戍爲秦漢正卒基本義務說」(『中華文史論叢』2010年第1期)などがある。

³ 廣瀬薫雄「更徭辨」(2006年11月中國社會科學院簡帛學國際論壇研討會論文)、同『秦漢律令研究』第七章付録「卒の踐更」(汲古書院、2010年)。勞役に二つの系統があることを指摘した研究はこれ以前にもいくつか見られる。例えば、前掲注2鷲尾 2005は「更徭」という語中の「徭」は更卒の役以外の勞役を指した可能性があると指摘している。高敏「秦漢的徭役制度」(『中國經濟史研究』1987年第1期)は年間一か月間郡縣内で行うものが更役であり、この期間を超えて行われるのが外徭であると考えた。渡邊信一郎「漢代國家の社會的勞働編成」(殷周秦漢時代史の基本問題編集委員會編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、2001年)は勞役を「内徭」と「外徭」に分類し、「内徭」の項目では主に更卒の役について検討している。

⁴ 前掲注2楊 2010。

論じた廣瀬氏の論考が學會配布資料のみであり、氏の著書の中でも簡単に觸れられているものの、廣く知られていないことにもあるかもしれない。しかし、より大きな原因は廣瀬・楊兩氏ともに傳統的に問題となっていた董仲舒上言の解釋に重點を置き、それぞれの制度の特徴の分析にはあまり紙幅を割いていないことであろう。実際に兩氏への批判は董仲舒上言の解釋に關するものが中心であり、兩氏の見解への反證として用いられる史料は、傳世文獻の記述や後世の注釋が主である。例えば、王彦輝 2015 は「徭」という語が文獻の中で廣く勞役全般に使われることを根據に、特定の制度であることを否定している⁵。しかし、出土した律令や行政文書と傳世文獻は作成目的が大きく異なる。一般的な文章で使用される場合には廣い意味で使われる語であっても律令や行政文書では狹義に特定の制度を示す場合があるため、傳世文獻を用いて出土律令や行政文書の語を解釋することは慎重に行うべきであろう。

近年、嶽麓書院藏秦簡の一部および里耶秦簡の一部が出版されたことにより、「更」と「徭」についての史料はさらに大幅に増加している⁶。これらによって勞役制度は格段に具体的に復元できるようになった。

「更」の代表的な勞役である更卒の役については、すでに別稿で論じた⁷。そのため、本稿では二系統の勞役のうち臨時的勞役である「徭」を考察の對象

⁵ 王彦輝「秦漢徭戍制度補論」(『中國經濟史研究』、2015年)は廣瀬 2006 および前掲注 2 楊 2010 に對して、全面的な批判を行っている。王氏は楊氏が徭の主要な内容は「傳送・委輸」であると考えたことに對して、文獻史料などからこれ以外の勞役があることを示して反駁し、無償で民を使役する措置はすべて「徭」と呼ぶことができると指摘する。しかし、楊氏が指摘するとおり「徭」として算入できない勞役が存在すること、および「徭」に日数が定められていることは秦漢律令から明らかであり、少なくとも律文に記された狹義の「徭」は一定の制限のもと行われた制度であることは間違いない。王氏は他にも廣瀬氏の官吏の「徭」に關する理解や董仲舒上言の「一歲力役」を徭に引き當てる見解などについて再検討を促す問題提起をしている。

⁶ 嶽麓書院藏秦簡は 2007 年から 2008 年に香港の骨董市場から湖南大學嶽麓書院が購入した簡牘群である。出土狀況は不明であるが、内容から判斷すれば副葬品として墓に納められた書籍であるとみられ、秦の律令を記した簡牘が含まれる。現在『嶽麓書院藏秦簡(壹)』(上海辭書出版社、2010年)から『嶽麓書院藏秦簡(伍)』(上海辭書出版社、2018年)までが刊行されている。里耶秦簡は 2002 年に湖南省で縣廷遺跡の古井戸から出土した簡牘である。現在『里耶秦簡(壹)』(文物出版社、2012年)から『里耶秦簡(貳)』(文物出版社、2018年)までが刊行されている。秦の縣の行政文書が大部分を占める。

⁷ 石原遼平「漢代輪番勞役の各縣における不均一と均一化」(『日本秦漢史研究』18、2017年)

とし、徭の運用範囲、徭の義務日数、徭の徴發方法の三點について検討する。前稿と本稿での検討を通じて、「更」と「徭」それぞれの特徴を具体的に分析することで、「更」と「徭」が異なる二系統の勞役であるという見解を補強し、それぞれの役割の違いを解明したい。「更徭」という単独の制度と考えた場合、複数の基準の入り乱れたものになってしまうが、「更」と「徭」に分けて考える事で、それぞれシンプルですじの通った制度であった事がわかる見込みである。これが明らかになる影響は、決して小さなものではない。秦漢期の勞役制度を「更徭」という單獨の制度と解した場合、制度設計が漢唐間で大幅に變化し、庸・雜徭・差科の制度に分化する経緯を説明するのは容易ではなかったが、秦漢期に二系統の制度があったとすれば、その變遷を連続性のあるものとしてとらえることができる可能性がある。

1. 徭の運用範囲

臨時に徴發される勞役の中にも徭とされないものが存在することは、すでに重近 1990 が睡虎地秦簡「秦律十八種」の「徭律」などから指摘している⁸。すでによく知られた史料であるが、「秦律十八種・徭律」の関連条文を確認しておきたい。この部分は複数の規定が区切りなく連続して記述されているため、関連する規定のみ抜き書きし、内容ごとに番號をふる。

① 人夫を徴發して縣内の工事を行う場合、牆垣については一年間保證させる。一年以内に壊れた場合、工事を指揮した司空および「君子」の資格で工事を主管した者を有罪とし、元の工事を行った人夫が工事を行うが、これは徭の日数に含めてはならない。

② 縣が補修責任を持つ禁苑・官有馬牛の牧場で人夫を徴發して溝・壁・垣根・柵の建造および補修を行う場合、苑吏に移管し、苑吏が工事を巡視する。一年未滿で壊れてしまった場合、縣が再び人夫を徴發して

⁸ 前掲注 2 重近 1990 はこれら更徭の枠外とされる勞役を「雜役」と呼んでいる。秦漢期の更徭外の勞役が「雜役」と呼ばれた例は確認できないため、研究上の述語として正役でないことを示したものと考えられるが、後世の雜役と似た性質のものであるという誤解をまねくため、適切な呼稱ではないであろう。

工事を行うが、徭の日数に含めてはならない。

③ 禁苑や官有の馬牛牧場が耕作地に近く、猛獸や馬・牛が出てきて作物を食べてしまう場合、縣畜夫の手配で近隣に耕作地を持つものを徵發し、貴賤の如何にかかわらず、耕作地の面積に應じて人を出させ、垣根の工事を行うが、徭としてはならない。

興徒以爲邑中之紅（功）者、令結（燹）堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅（功）及君子主堵者有罪、令其徒復垣之、勿計爲繇（徭）。●縣葆禁苑、公馬牛苑、興徒以斬（塹）垣離（籬）散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞陔籬（決）、令縣復興徒爲之、而勿計爲繇（徭）。【中略】其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材興有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇（徭）。(睡虎地秦簡「秦律十八種」徭律 115~124 から抜粋)⁹

ここにあげた規定にはいずれも「勿計爲徭」、「不得爲徭」というように「徭」として扱ってはならないことが明記されている。この条文からは少なくとも以下の二つの場合が「徭」とされない勞役であったことが確認される。一つは①・②の人夫を徵發して縣内の工事や禁苑・公馬牛苑の工事を行い、一年以内に壊れた場合の再工事である。もう一つは③の禁苑の近隣の農地が動物によって被害を受ける場合に、近隣に農地を持つ者によって行われる溝や柵の設置である。このうち、一つ目は勞役で作られた建造物の強度が基準に満たなかった場合であるため、一度目の工事の責任が果たされていないものとして扱われたといえる。徭の性質を考えるうえで、より重要となるのは二つ目の例である。これが徭とされない理由については山田勝芳 1986 が「中央縣の必要に應じたものではないから、民の自發的勞役として處理した」のだと解している¹⁰。勞役によって利益を受ける当事者に直接勞役を負担させたものだといえるだろう。山田氏の研究の後、さらに徭とされない勞役に關する史料が出土した。それが次の二簡に含まれる漢律である。この部分には、内容の異なる複数の規定が連記されているが、「補繕邑院」から「不敬者爲之」までが、一つの規定の内容と考えられる。

⁹ 睡虎地秦簡の圖版および釋文はすべて陳偉主編『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、2014年）を參照した。

¹⁰ 前掲注2山田 1986

敢繇（徭）使。節（即）載粟、及發公大夫以下子・未傅年十五以上者。補繕邑院、除道橋、穿波池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下（「二年律令」413）

☑勿以爲繇（徭）。市垣道橋、命市人不敬者爲之。縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）。戍有餘及小者、隕後年。興（「二年律令」414）

この規定は414簡上部が折れて判讀不能であり、413簡と414簡が本當に直接接續するのかを含め不確實な要素が多く、解釋が分かれている。従來の解釋では「自公大夫以下」の「以下」が「以上」の誤記であるとして、「公大夫以上の爵位を持つ者を使役してはならない」という優遇措置の規定と解釋されることもあった¹¹。「以下」の文字を改めず、この條文を、このままの配列で讀むと、次のように、冒頭に列擧された勞役を徭で行うことを禁じた規定と解することができる。

邑の垣根を補修したり、あぜ道・橋を補修したり、波池（陂池？）を掘削したり、ぬかるみや苑をならしたりする勞役は、爵位が不更以下の者……徭としてはならない。（「二年律令」413～414簡から抜粋）

ここに列擧された勞役が徭とされない理由については、論者によってやや意見が異なる。楊2010は徭が「國家の承認した正式の勞役であり、中央によって興發されるもの・中央の承認を得た縣邑の工程・中央が地方に置いた直屬部門と産業によって徵發される勞役」であるとする立場から「里・邑等の集落共同體内部の勞役であるため、國家の正式な勞役として認められなかった」のだとする。一方、小嶋2014は秦漢期の徭役に共同勞働の名残があると見る見地から、「在地の共同利害とは直接的に關係しない内容の勞働」であるため、制度内の勞働と見なされなかったのだと指摘する¹²。

¹¹ 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕（釋文修訂本）』（文物出版社、2006年）などがこのように解釋している。富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究譯注篇』（朋友書店、2006年）や專修大學『二年律令』研究會「張家山漢簡『二年律令』譯注（八）」（『專修史學』42, 2007年）などでは「自公大夫以下」と「勿以爲徭」が直接つながらないことからこの見解は採用していないが、近年でも王彥輝2015などがこの解釋を支持している。

¹² 小島茂稔「國家による勞働力編成と在地社會」『張家山漢簡『二年律令』の研究』（東洋文庫、2014年）。渡邊信一郎「漢代更卒制度の制度の再檢討」（1992年初出、同『中國古代の財政と國家』汲古書院、2010年に再收）。渡邊氏は更卒の力役は農民・手工業者たちの個別的經營の外部にあるものであり、個別的經營の次元から見れば餘剩勞働收奪であることを認めつつ、社會的再生産

楊・小嶋兩氏の理解の違いは國家の勞役、在地共同體の勞役、一部の民の利となる勞役の三段階のうち、どの段階の勞役を徭で行う範疇だと考えるか、および 413 簡冒頭に列擧された勞役をこの三段階のどこに分類するかによ來するだろう。楊氏は國家の勞役を徭の範疇と考え、在地共同體の勞役および一部の民の利となる勞役をここから除外している。小嶋氏は基本的には在地共同體の勞役のみを徭の範疇と考え、この範圍を超える勞役および在地共同體全體の利害と關係しない一部の民の利益となる勞役は極力徭によって行うことが避けられたとみる。冒頭に列擧された勞役をどの段階に分類するかについては、楊氏はこれを在地共同體の勞役と考え、小嶋氏は在地の共同利害とは直接的に關係しない勞役と考える。

楊氏が上述のように里・邑等の集落共同體内部の勞役が徭とされないと結論付けた理由は「補繕邑院、除道橋」などの「邑中事」が「徭」の範疇に含まれない」と理解したためであるが、これについては、すでに王彦輝 2015 によって問題點が指摘されている¹³。王氏は次の律文によって皖老が半分服する徭の内容が「邑中事」であり、明らかに徭の範疇に入っていると指摘する。

皖老の年齢に達した者は、それぞれその爵ごとに定められた徭の日数の半分のみ徴發し、「邑中事」のみに従事させる。

皖老各半其爵繇（徭）員（？）、入獨給邑中事。（『二年律令』407 簡から抜粹）¹⁴

王氏の指摘する通り、「邑中事」のみに従事して半減された徭を消化できるからには、「邑中事」は徭によって行われるものでなければならない。また、後述する嶽麓書院藏秦簡「秦律令壹」第二組 148～150 簡には楊氏が徭の最も代表的な勞役だと考える「傳送・委輸」が「邑中事」とともに併記されてお

との次元では彼らが社會的に再生産されるために必要な一般的な生活諸條件の整備や自然もしくは外部からの脅威に対する社會的防禦を構築するものであり、社會の再生産のために必要な共同勞働であったと指摘する。小嶋 2014 は「社會の再生産のために必要な共同勞働」という渡邊氏の更卒の役に對する評價を勞役制度全體に押し廣げて検討し、これが在地における共同體的諸慣行を繼承し、法制化された可能性が高いとする。さらに、縣全體の再生産に資する勞働を「在地の共同利害にかかわる勞働」と位置づけ、一方的な國家からの要請および一部の該當者のみの利害に應じた勞役はここから除外する。

¹³ 前掲注 5 王彦輝 2015

¹⁴ 張家山漢簡「二年律令」の釋文および圖版はすべて『二年律令與奏讞書：張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀』（上海古籍出版社、2007 年）を參照した。

り、いずれも緊急であれば徭によって行われることが規定されている。

王氏の見解で問題となるのは前掲の「二年律令」413～414 簡の条文において、「邑中事」の一種であると考えられる、補繕邑院・除道橋・穿汲池・治溝渠・塹奴苑を徭で行うことが禁じられていたと解釈できる点である。楊・小嶋兩氏の論はこの条文に基づくものである。

しかしながら、近年刊行された嶽麓書院藏秦簡に、「二年律令」413～414 と類似する秦律が含まれており、従來の解釋を大幅に改めなければならない可能性がでてきた。嶽麓秦簡の律文は次の三簡からなる。『嶽麓書院藏秦簡(肆)』から整理小組の釋文を引用する。

● 繇（徭）律曰：補繕邑院、除田道橋、穿汲（波（陂））池、漸（塹）奴苑，皆縣黔首利毆（也），自不更以下及都官及諸除有爲（151（1255）簡）毆（也），及八更，其院老而皆不直（值）更者，皆爲之，冗宦及冗官者，勿與。除郵道、橋、駝（馳）道，行外者，令從戶（152（1371）簡）
□□徒爲之，勿以爲繇（徭）（153（1381）簡）

嶽麓秦簡の秦律の冒頭の勞役を列擧した部分および末尾の「勿以爲繇」は張家山漢簡の漢初の律にはほぼ同じ文が確認できる。「自不更以下」についても、「自公大夫以下」という對應する部分が確認できる。漢律で爵位の基準が引き上げられ不更から公大夫に変更されているのは、楚漢戰爭以後に比較的高位の爵が大量に賜與され、秦から漢初の間にな不更以上の爵を保持しているものが急激に増加したためである。条文の大部分が一致することから二つの条文は、同一の規定が部分的な改變を経て、秦から漢に繼承されたものだと考えて差し支えないだろう。

この嶽麓秦簡の律文で、まず問題となるのが、これらの3簡を本當にこの順番に配列してよいかどうかである。なぜならば152（1371）簡のみを別條文と考えて、151（1255）と153（1381）を直接接續させれば「二年律令」413～414 簡と同じ内容として解釋できるが、間に152（1371）簡が入ることで條文全體の意味が大きく意味が變化してしまうためである。

151～153 簡の背面にはいずれも劃線および編綴痕が確認され、152 簡および151 簡には鏡文字の背面轉寫も確認できるため、ここから配列を検證することができる。編綴痕を合わせて整理小組案の順に並べると背面の劃線はズ

レ無く連続することがわかる。また、152 簡背面には鏡文字で「亡日……官」などの文字が確認できるが、この文字列の長い右拂い（鏡文字のため左向きに伸びる）およびこの次の行だとみられる墨痕は 152 簡および 151 簡にまたがって連続している（圖）。この他にも三簡で同じ高さに汚れが連続している部分がみられる。以上のことから、この整理小組の配列が正確であることにほとんど疑いの餘地はないといえる。



圖1 左から 151 簡、152 簡、153 簡の背面

次に、釋文の検討を行いたい。整理小組の釋文は前掲のとおりであるが、153 (1381) 簡の冒頭二文字を未釋字としている。この部分は赤外線寫眞では簡が裂けてしまって讀めないが、これに先立って撮影されたカラー寫眞では讀むことができる。これを見ると、二文字ではなく、一文字しか記されておらず、「官」字である。「官徒」は嶽麓秦簡などに用例がある語である。里耶秦簡に「問之、啟陵鄉吏・黔首・官徒莫智。敢言之。」(八一七六九 (正)) とあることからわかるように、隸臣妾および城旦舂を中心とした官の労働要員の總稱である。

續いて、いくつかの語について確認する。「除有爲」について、整理小組はこの「除」に注釋を入れ、徭役免除の意味であるとするが、従い難い。「除有爲」は秦律に用例がある。

司寇は僕・養・守官府および除有爲としてはならない。上級機關の命令で任命する場合は必ず再度請求する文書を送れ。

司寇勿以爲僕、養、守官府及除有爲毆（也）。有上令除之，必復請之。（睡虎地秦簡「秦律十八種・司空律」150 簡および嶽麓書院藏秦簡「秦律令壹」第二類 271（殘 5 + 1434）

簡に同文)

ここには僕、養、守官府などと共に、司寇を任じてはならないものとして挙げられている。僕、養、守官府はいずれも、吏ではないが官府や官吏のもとで下働きに従事している者である。「除有爲」もこれらと同様に何らかの役目に任じられている者と考えられる。

「八更」について整理小組は「二年律令」史律の「佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更」を引き、八度踐更するものと解し、おそらく踐更を八度免除できるものを指すとするが、従い難い。この「八更」はすでに廣瀬 2005 が詳しく論じているように、輪番形式で八か月のうち一か月就勞することである¹⁵。廣瀬氏は吏の仕事に八か月のうち一か月就勞することと考えるが、「三更」(三か月ごとに一か月間上番)が基準である更卒の役を、八か月に一か月のみ上番する優遇を受ける諸身分を指すとも考えられる。この秦律令(壹)151~153 簡の条文からは「八更」の待遇にある者は院老の年齢に達すると更卒の役が全免されたことがわかる。

整理小組は「冗宦」について「冗は散、宦は宦皇帝」と解し、「冗官」について「散吏」と解するが、従い難い。輪番である「更」に對して、「冗」は常勤を指す語である。このことについては、石岡浩 2011 が指摘している¹⁶。「冗宦」、「冗官」は常勤の宦皇帝者および常勤の官吏を指すと考えられる。

「從戸」は里耶秦簡の戸主の爵位と戸數の統計を記した簡に例がみられる¹⁷。

☐夫四戸、上造十二戸、公士二戸、從廿六戸☐ (里耶秦簡八一七九一)

☐十三戸、上造寡一戸、公士四戸、從百四戸。元年入不更一戸、上造六

☐ (里耶秦簡九二二三三五)

爵位が高い順に竝べられ、第一級の公士の下に從の戸が記されていることから、少なくとも公士より低い身分の者であったことがわかる。これ以上の

¹⁵ 廣瀬薫雄「張家山漢簡所謂〈史律〉中有關踐更之規定的探討」(『人文論叢：二〇〇四年卷』武漢大學出版社、二〇〇五年)

¹⁶ 石岡浩「秦の冗隸妾と更隸妾」、『法史學研究會會報』第 16 號、2011 年

¹⁷ 里耶秦簡は湖南省文物考古研究所『里耶秦簡(壹)』(文物出版社、2012 年)『里耶秦簡(貳)』(文物出版社、2017 年)および陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』(武漢大學出版社、2012 年)を参照した。

資料がないため、詳しいことはわからないが、無爵者あるいは従人の戸を指したと思われる。

以上から嶽麓秦簡「秦律令」151～153簡は次のような規定と解することができる。

徭律には「邑の垣根を補修したり、あぜ道・橋を補修したり、汲池（陂池？）を掘削したり、ぬかるみや苑をならすのはすべて縣の民の利益になることであるから、爵位が不更以下の者、および都官、および諸々の役目についているもの、および八更で院老の年齢に達して、すべて更の役に就かない者もみなこれを行う。冗宦と冗官の者は徴發してはならない。郵道・橋・馳道の整備で縣外に出る場合は従戸・官徒に行わせる。徭としてはならない。」とある。

●繇（徭）律曰、補繕邑院・除田道橋・穿汲池・漸（塹）奴苑、皆縣黔首利毆（也）、自不更以下及都官及諸除有爲毆（也）、及八更其院老而皆不直更者、皆爲之。冗宦及冗官者、勿與。除郵道・橋・駢（馳）道行外者、令從戸・官徒爲之、勿以爲繇（徭）。（嶽麓秦簡「秦律令（壹）」第二組 151～153）¹⁸

徭としてはならないと規定されるのは縣外に出る郵道・橋・馳道の整備であり、補繕邑院・除田道橋・穿汲池・漸（塹）奴苑には、高爵者と常勤の官吏を除く幅広い人々が徴發され、徭とすることを禁じる文言はみられない。また、これらの労役は「皆縣黔首利毆」とあることから、少なくとも律令の制定者はこれが縣民の利益となるものだと考えていたといえる。

「二年律令」413～414簡の配列については、正否を検討する材料が乏しいが¹⁹、従來の配列の通り讀もうとすれば、秦律と大きく矛盾する内容になってしまう。秦律を参考にすれば414簡冒頭の缺損部分にはおそらく「爲之」などの文言が書かれていたものと推測されるが、假にこれを補っても、秦律で徭から除外されない在地の労役が徭から除外されることになる。「二年律令」413～414簡が「秦律令（壹）」第二組 151～153の秦律から繼承されたもので

¹⁸ 嶽麓秦簡「秦律令（壹）」はすべて陳松長等編『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（上海辭書出版社、2016年）を参照した。

¹⁹ 張家山漢簡は背面の寫眞が公開されていない。張家山漢簡の背面には多くの轉寫文字が残っているため、將來的に背面の文字から配列を全面的に改善する作業が必要だと思われる。

あるとすれば、まったく異なる内容に改変された可能性よりも、413 簡と 414 簡との間にあった1簡が失われてしまった可能性のほうが高いだろう。また、従来配列では郵道・馳道に関してはまったく記述を缺くことになってしまうが、秦律では記述のなかった市の垣・道・橋の整備に関する規定が「二年律令」では文末に追加され、この部分に関してはより穴のない規定になっているが、郵道・馳道に関する規定がないのはやや不自然であろう。よって、主に「秦律令（壹）」第二組 151～153 簡の記述に従って制度を復元するべきである。秦漢期には補繕邑院・除田道橋・穿汲池・漸（塹）奴苑などの労役は縣民の利となる労役と考えられており、このような在地の利害に係る労役も徭の範疇であったと考えられる。

徭で行うことを禁じられていた労役として、縣外に出る郵道・橋・馳道の整備があったことが新たに明らかになった。これは「秦律十八種」に見える、建造物の強度が基準に満たなかった場合や一部の民のみ利益を得る場合とは受益者が異なるものであり、従来のように受益者の段階によって原則を説明するのは困難である。

徭で行うことを禁じられていた労役のほかに、できるだけ徭で行うことを避けるように規定された労役もある。徭を運用する原則を探るために、これについても確認しておきたい。このような労役は、里耶秦簡の秦の行政文書に引用された令文中にみられる。小嶋 2014 は、この令文およびこの後に記されている洞庭郡の指示を根拠に、秦では郡や縣の管轄区域を超えた労役に、一般農民を動員することが極力回避されたことを指摘している。以下に文書中に引用された令の部分のみ示す。

令には「傳送・委輸を行う際には、必ず先に城旦舂・隸臣妾・居贖債をすべて従事させる。緊急の用件で、先延ばしできない場合には徭で行う」とある。

令曰、傳送・委輸、必先悉行城旦舂・隸臣妾・居贖債、急事不可留、乃興繇。（里耶秦簡 J1 ⑩ 5）

しかし、小嶋氏の論考が発表された後に『嶽麓書院藏秦簡（肆）』が刊行されると、これと類似する秦律の条文が公開され、徭が極力回避されたのは、

郡や縣の管轄區域を超えた勞役だけではないことが判明した²⁰。

徭律には「【中略】邑中事（在地の勞役）や中央・他郡縣への輸送は、まず縣官に所屬する車・牛および人夫をすべて從事させる。緊急の用件で先延ばしできない場合は、律に従って徭を興す。先に縣の車・牛・人夫をすべて從事させずに民や民の車・牛を徵發した場合は、徭役徵發で「均」とするのに十分に勞働力がありながら「均」にしなかった罪で處罰する。」とある。

繇（徭）律曰【中略】給邑中事・傳送・委輸、先悉縣官車牛及徒給之、其急不可留、乃興繇（徭）如律。不先悉縣官車牛徒、而興黔首及其車牛、以發繇（徭）力足以均而弗均論之。（嶽麓書院藏秦簡「秦律令壹」第二組 148～150）

里耶秦簡 J1 ⑩ 5 とほぼ同じ内容である嶽麓秦簡「秦律令壹」148～150 簡には、傳送・委輸だけでなく、「邑中事」が併記されており、同じく極力徭によらず縣官に所屬する車・牛および人夫で行うべきとされていたことがわかる。里耶秦簡 J1 ⑩ 5 は兵器の輸送に関する文書であるため、令文の引用の際に直接関係のない「邑中事」が省略された可能性がある。このことから、郡や縣の管轄區域を超えた勞役を極力徵發しないという理解は不十分であり、縣の管轄區域内部の在地の共同利益となる勞役である「邑中事」にも極力徭によらず行うべきことが規定されていたといえる。

出土した秦漢律令には徭の制限に関する規定は多く見られるものの、積極的に徭を興して行うべき勞役については規定がほとんどない。そのため、徭によって行われた勞役の全貌を把握することは困難である。文獻史料からは、

²⁰ 吳雪飛「從嶽麓簡看里耶秦簡中的一條秦令」（簡帛網 2016-12-09 發布）は里耶秦簡 J1 ⑩ 5 に引用された令が嶽麓秦簡「秦律令壹」の律文よりも具體的であり、「秦律令壹」の律文は里耶秦簡所引の令よりも包括的であることから、令から律が作成されたという見解を否定し、令は律の細分化と補充の役割があるという見解に賛同している。しかし、「秦律令壹」の律文および里耶秦簡所引の令文はいずれも令の原文を編集したものである可能性があり、これによって令から律が作成されたという見解を否定することはできない。以下に示すように「秦律令壹」には 148～150 簡以外にも里耶秦簡 J1 ⑩ 5 と同じく委輸・傳送のみについて興徭前に徵發すべき對象を具體的に指示している條文が存在するため、一概に律が包括的で令が具體的だとは言えない。「●繇（徭）律曰、委輸・傳送、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里。共有□□□□……□而□傳於計、令徒善攻閒車。食牛、牛犂（犂）、將牛者不得券繇（徭）。盡興隸臣妾、司寇、居貨贖責（債）、縣官……傳輸之、其急事、不可留毆（也）。乃爲興繇（徭）L。」（嶽麓書院藏秦簡「秦律令壹」第二組 248～250 簡）

「發繇治阿房宮」(『史記』李斯傳)のように、中央の大規模な勞役が徭によって行われていたことが確認できる。縣が中央の施設を補修する場合でも「秦律十八種」の「徭律」には「縣が管理している禁苑の傅山・遠山で、その土が悪く雨に耐えられず、夏に崩壊した場合、少しずつ補修するのではなく、秋の雨のない時期になってから徭によって補修を行う。(縣所葆禁苑之傅山・遠山、其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、至秋毋(無)雨時而以繇(徭)爲之。)」(睡虎地秦簡「秦律十八種」一二〇簡)という規定があり、徭によって行われることがわかる。

以上から徭の徵發には大きく分けて二つの原則があることが見えてくる。まず、邑中事・傳送・委輸に極力縣民の徵發を避け城旦舂・隸臣妾・居贖贖債など官徒を先に充てるべき規定があることから、縣の主管する勞役は、できる限り常駐する勞働力の範囲内で行い、常駐する勞働力でまかないきれない臨時の勞働力の需要が存在する場合のみ徭を用いるという原則が読み取れる。このことは縣での需要に限らない。中央の勞働編成についても、渡邊信一郎 2010 が的確に分析しているように、中央的需要は官奴婢と中都官徒を中核とした勞働編成をつうじて充足されたが、これら通常の勞働編成でこなしえない勞働需要が生じたときに徭が編成される。

秦漢帝國では輪番勞役(更卒)・身分勞役(隸臣妾・城旦舂など)・懲罰勞役(罰作など)・債務勞役(居贖贖責など)および民の臨時徵發(徭)などによって勞働力が調達されていたが、このうち民を臨時に徵發する「徭」は廣瀨氏が「萬能な勞役」と表現したように、非常に融通のきく勞役であり、徵發可能な人數も多かった²¹。ただし、徭はこれ以外の勞働力を動員して、さらに不足する場合にのみ徵發されるものであり、優先順位は諸勞役の中で最も低く定められていたといえよう。

次に「秦律令(壹)」151~153簡の、「補繕邑院」以下に列擧された勞役に、幅廣い人々が徵發される根據として、「縣民の利益」であるからと記されていることを考慮すれば、もう一方の郵道・橋・馳道の整備に、徭ではなく特定の人々に従事させるのは、これが縣民の利益でないとされていたためである

²¹ 廣瀨薰雄「更徭辨」(2006年11月中國社會科學院簡帛學國際論壇研討會論文)

う。禁苑や官有の馬牛牧場の垣根の工事を近隣の者に行わせるのも、これと同じく、受益者が縣民でない場合は徭で行わないという原則によって説明できる。しかし、中央の勞役や縣を越える輸送が徭で行われること、禁苑の傅山・遠山の補修が徭によって行われることは、この原則と矛盾してしまう。この理由は傳送・委輸や禁苑の傅山・遠山の補修が一定の時期にのみ極めて多くの人員が必要になる勞役であり、恆常的な縣の人員のみで行うことが現実的に不可能であったためだと推測される。一方、郵道・橋・馳道の整備は一年を通して常に必要な勞役であるため、恆常的な人員を割り當てることが求められたのだろう。これらのことは第一の原則と一致する。

つまり、特定の個人が受益者となる勞役が無條件に徭から除外されるのを除けば、二つの原則のうち、より重要なのは常駐する勞働力でまかないきれない臨時の勞働力の需要が存在することであり、主管者が中央であるか縣であるかを問わず、この条件に合えば徭が興された。また、經常的勞働には基本的に徭を用いることは許可されないが、例外的に受益者が縣民である場合のみ、常駐する勞働力でまかないきれない經常的な勞働に徭が用いられる場合があった。

「徭」の運用範囲について「更」との違いを簡単にまとめると、「更」では踐更先の部署の需要に応じて經常・臨時の勞役に運用される。これに対して「徭」は、季節勞働や大規模工事など、ある期間のみ臨時に大量の勞働力が必要な勞役において、常駐する勞働力を動員しても、なお勞働力が不足するという条件のもと行われた。通常は經常的な勞役に徭を用いることが禁じられているが、例外的に縣の民が受益者となる「邑中事」は經常的勞役であっても「徭」で行われる場合があった²²。

2. 徭の義務日數

服役義務日數は、秦漢徭役研究の畫期となった濱口重國の研究以來、秦漢

²² 更については石原注5論文で述べた。

勞役の主要な問題の一つとして、非常に盛んに議論されてきた²³。ただし、秦漢律令の出土以前は輪番制の勞役と臨時に徵發される勞役の區別が十分に明らかにされていなかったため、この二種の勞役期間が混在した議論となっていた。

秦律の出土によって臨時の徵發が輪番の勞役と區別されることが明らかになると、臨時的な勞役に定められた期間があったのかどうかについては、重近啓樹と山田勝芳の間で見解の違いがあった。まず、重近 1986 は「更徭²⁴」以外の中央的徭役などはすべて臨時的なものであり、年間の義務日数は定まっていないと指摘した。山田 1986 はこれに對して、内史地域での中央的徭役も隨時各縣から徵發され「更徭」の義務日数に含められたものと考えべきだとした。重近・山田兩氏の議論は「更」と「徭」を「更徭」として同一視したことで、わかりにくくなっているが、兩氏のいう「更徭」が「更」にあたり、「中央的徭役」や「臨時的勞役」がほぼ「徭」にあたると考えてよい。臨時勞役の義務日数の有無の問題はすでに「更」と「徭」が別の勞役體系であることが明らかにされたことで解決されたものと思われる。楊振紅 2010 の指摘するように、春秋射の規定に一定の日数の「徭」に當てる規定のあることなどから、臨時に徵發される「徭」にも固定的な義務日数が存在したことは明らかである。よって、重近 1986、山田 1986 いずれの説も一部で正しかったといえる。つまり、重近氏の指摘する通り、臨時的勞役は「更」の日数には含められないが、山田氏の指摘するように臨時的勞役にも義務日数が定められていた。ただし、この義務日数は更卒の役とは別枠で定められた徭固有の日数である²⁵。徭の固有の義務日数が何日であるかについて、楊振紅 2010 は次の漢律から推測している。

縣弩の春秋射には各々 15 日を徭に當てる。戍に過不足が発生した場合、

²³ 前掲注 1 濱口論考。また、注 1 に示した論考の多くでこの問題に関する検討が含まれる。

²⁴ 「更徭」は「更」と「徭」二種の制度を併記したものであるが、前掲注 2 重近 1990 は一年一ヶ月の踐更の役を指して「更徭」としている。

²⁵ 輪番勞役である更卒の役の義務日数は錢納が一般化し、年に一か月となるまで、三更（3 か月ごとに 1 か月間服役）を上限に、縣ごとに必要な人数と更卒の数によって輪番頻度が決められていた。

これを後年に繰り越す²⁶。

縣弩春秋射各旬五日以當繇（徭）L。戊有餘及小者、隕後年。（「二年律令」414 簡から抜粋）

楊氏は春秋射の参加によって徭に充當される春 15 日と秋 15 日を足すと 30 日になることから、縣弩の年間訓練日数は 30 日であり、年間の徭の日数も 30 日だったのではないかと考える。確かに、春秋射による免除日数が義務日数に合わせられていた可能性はあるのだが、この条文からは春秋射によって年間の義務日数を全免したのか、一部免除したのかははっきりとしない。また、秋射は訓練だけでなく試験でもあり、試験では的中した矢の本数によって勞が免除・加算される²⁷。秋射の試験でも賜與される勞は 15 日が単位となっており、15 日が褒賞としてよく使われる日数だった可能性も否定できない。よって、この史料から、ただちに年間の義務日数を 30 日とすることは躊躇される。徭の義務日数に関する資料は極めて乏しく、「二年律令」414 簡のように、わずかな傍證となる史料があるのみある。このことが徭の義務日数の検討を極めて困難なものとしている。

このような史料の缺乏のなかで、里耶秦簡中に注目に値する史料がある。漢律には「一年ごとに徭に徴發可能な人数および徭に徴發した人数を二千石官に報告する。（歳上繇（徭）員及行繇（徭）數二千石官）」（「二年律令」416 簡）という、年間の「徭員」・「行徭數」を二千石官に報告する規定がある。この「徭員」・「行徭數」の報告とかわるとみられる簡が里耶秦簡に残って

²⁶ 徭律の中に突如として戊のみに關する短い規定が挿入されるとのはやや不自然であり、また徭と戊とはしばしば併稱されるものであるため、「縣弩春秋射各旬五日以當繇（徭）戊。有餘及小者、隕後年。」と句讀し、「縣弩の春秋射にはそれぞれ 15 日を徭・戊に充當する。過不足が発生した場合は、これを後年に繰り越す。」という意味になる可能性もある。ただし、徭と戊の間には主に文の區切りを示す L 字型の記號が挿入されていることを重視し、假にこの部分で區切って讀む。この L 字型がもう一つの用法である並列列擧の區切りとして記されたものであれば上のよう讀むことも可能である。嶽麓秦簡「秦律令壹」徭律 254~255 には「繇（徭）多員少員、隕（隕）計後年繇（徭）戊數。」とあり、徭・戊ともに過不足分は次年度に繰り越されることがわかる。

²⁷ 秋射については吳昌廉「秋射—兼論秋射與都試之異同」『簡牘學報』第 11 期、1985 年、薛英群「居延漢簡中の「秋射」與「署」』『史林』第 1 期、1988 年、劉麗琴「居延漢簡所見秋射制度」『和田師範專科學校學報（漢文綜合版）』第 26 卷第二期、2006 年などの論考がある。矢を 12 本放ち、6 本の中を基準値として、これよりの中した數が多ければ 15 日の勞が賜與され、少なければ 15 日の勞が奪われた。

いることを王彦輝 2015 が指摘している²⁸。

残念ながら零細な断片であり一部文字も消えているが、これが徭の義務日数の手がかりとなるだろう。この簡は欠損がかなり大きく、類例がほとんど無い。そのため、欠損した部分に決定的に重要な要素が記載されていれば、まったく見當はずれな分析となる恐れがある。しかし、秦における徭の義務日数を検討し得る史料として、極めて貴重であるため、現時点で可能な限り分析しておきたい。なお、里耶秦簡は全五巻の刊行が豫定されているうち、現時点で二巻しか刊行されていない。今後刊行される簡の中に、完形あるいは欠損の少ない類例が含まれることを期待したい。次に『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』(以下『里耶校釋(1)』)による釋文を引用する。

……之入□ 五萬□

□□□□千三百八十三日、繇(徭)二日、員三萬□

□凡五萬六千六百八十四日□(里耶秦簡八一六一五)

まず、釋讀について確認しておきたい。八一六一五の二行目は『里耶校釋(1)』では「□□□□千三百八十三日、繇二日、員三萬□」となっているが、「八十三日」と釋讀された部分に関しては問題がある。圖版を確認すると「八十三」の下にはもう一文字が確認できる。左上の墨跡が比較的はっきりと残っており、右下に向かってうっすらと線が残っており、「人」である可能性が高い。次の「日」と釋讀された文字の字形は圖2であり、右側が消えてしまっているものの、同簡中に二例みられる「日」字(圖3)と比較して、明らかに縦の筆畫が長く、横畫より上に伸びている。ほかの簡の「月」字(圖4、圖5)と比較すれば、これが「日」ではなく「月」であることがわかる²⁹。



圖2

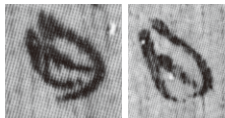


圖3(「日」八一六一五)



圖4(「月」⑧2085)



圖5(「月」⑧1631+1143)

²⁸ 前掲注5 王彦輝 2015

²⁹ 引用した圖版はすべて出版されたものをスキャンし、コントラストを強める處理を施している。

また、二行目の三文字目には比較的是っきりと「男」字が読み取れる。その次の一字は「見」字に似るが、はっきりとしない。

以上から里耶秦簡八一六一五簡は次のように釋讀を改めることができる。

……之入□、五萬

□□男見？千三百八十三人、月徭（徭）二日、員三萬□

□凡五萬六千六百八十四日□（里耶秦簡八一六一五）

この簡は徭に關係する人數と日數を記したものであると考えられる。「千」の前の釋讀困難な一字は少なくとも數字ではないようであるため、人數は1383人としてよいだろう。遷陵縣の戸數は全體で160戸程度である³⁰。そのため1383人という男性の人數は多すぎるようにも思われる。しかし、張春龍2009の引用する里耶秦簡J1⑩950簡に「新黔首、戸百六、男千卅六人、小男子□」とあることからみれば、男1383人はあり得ない數ではない³¹。員の三萬某は1383人に対して22～27倍の數字である。ここで「月徭二日」という記載が手がかりとなる。月に二日ということは年間では24日になる。1383人の徭役従事者一人に對して月二日、すなわち年間24日間（閏年であれば26日間）徵發可能であり、年間に徵發可能な總數は33192日になる。この人數は男とあるように全體の數ではなく内譯の數であり、男女を含めた員の總數はおそらく末尾の56684日であろう。

里耶秦簡には類似の内容を記した斷片がもう一枚みられる。

□□百六十一人●凡千七百八十九人●員凡四萬□（里耶秦簡八一六一三六）

「月徭二日」の記載はここには見られないが、それ以外の部分は八一六一五簡と類似しており、徭に關する人數と日數を記した簡である可能性がある。ここでもやはり人數と員の倍率は22～27の間になっており、八一六一五と同じ倍率である。ここでも、一人当たりの徵發日數は「月徭二日」であった

³⁰ 里耶秦簡八一二〇〇四簡によれば遷陵縣の戸數は28年に191戸、29年に166戸、30年に155戸、31年に159戸、32年に161戸、33年に163戸であった。

³¹ 張春龍「里耶秦簡中戸籍和人口管理記錄」(武漢大學簡帛研究中心簡帛網、2009年11月16日發布、最終閱覽日2018年8月31日) http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1173、『里耶古城・秦簡與秦文化研究』(科學出版社、2009年10月)に收録。

可能性が高い。以上の検討から、秦末の遷陵縣では月間2日、すなわち年間24日が一般的な徭の義務日数だったのではないかと考えられる。

ただし、この日数が普遍的にすべての人々に割り当てられたとはいえない。「二年律令」407簡には「皖老各半其爵繇（徭）員（?）」という記述がある。「員」の釋讀が不確かであるため、釋讀の如何によっては全く別の意味になる可能性もあるが、假に「員」が正しいとすれば、楊振紅2010も指摘するように「爵徭員」とは爵ごとに決められた徭役日数のことだと考えられる。漢では爵位によって徭の義務日数が異なっていた可能性が高い。また、秦漢期を通じて、縣で經常的勞役に従事する者の数も大きく變動したと考えられるため、徭の義務日数にも變化があった可能性がある。現段階で知られている史料では、時期的變化や爵ごとの違いを含めた、義務日数の全體像を明らかにすることは不可能であり、新たな史料の發見によって解明されることを期待したい。

上述のような徭の義務日数は必ず年度内に過不足なく消費されたわけではない。戍については前掲の「縣弩春秋射各旬五日以當繇（徭）L。戍有餘及小者、隕後年。」（「二年律令」414簡）という規定によって義務を超えて従事した日数と不足した日数が後年に持ち越されることが知られる。徭も當年に消費されなかった日数および當年に義務日数を超えて従事した日数が次年に繰り越されることが以下の史料からも確認できる。

義務日数よりも餘分に行われた徭の日数と義務日数に満たなかった徭の日数は、次年度の徭・戍に繰り越して算入する。

繇（徭）多員少員、隕（隕）計後年繇（徭）戍數。（嶽麓秦簡「秦律令壹」第二組254～255簡から抜粋）

年内でも何らかの原因で従事すべき日数を消化できなかった場合、残りの日数を次の徭の際に振り替えて徵發されることが次の戍律の規定からわかる。

●戍律には「【中略】徭が行われており、父母・祖父母・妻・子が死亡した場合、歸宅させ葬らせる。埋葬が終われば、振り替えて徭を均齊にする。」とある。

●戍律曰【中略】繇（徭）發、親父母、秦父母、妻、子死、遣歸葬。已葬、輒繇（攝）

以平其繇（徭）。

（嶽麓秦簡「秦律令壹」第2組184～185）

「聶」という行政上の処理がどのようなものであったのかについては、解釋が分かれている。「聶」の用例は他にも張家山漢簡「二年律令」407簡の「●當繇（徭）戍而病盈卒歲及穀（繫）、勿聶（攝）。」という規定に見られる。張家山漢簡整理小組はこの「聶」を「攝」と読み「拘捕」と解釋する。富谷2006は「拘捕」とする根拠は不十分だとして、「十二歲而聶廣。」〔安井息軒纂詁、聶、讀爲攝、整飭。〕（『管子』侈靡）と「再醺攝酒」〔鄭玄註、攝猶整也。〕を引き、徭役を先送りしてやったり、錢を折納させたりする代替措置で調整することだと考える。陳松長2014は張家山漢簡整理小組の意見を採用し、この簡についても「拘捕」と解釋し、聶字の前に「勿」字が抜けているとする³²。朱紅林2014はこれに對して「勿」字が入る可能性は低いとして「聶」は「徵召服役」の意味だとする³³。

「勿」字が入る可能性は低いのは朱紅林の指摘する通りであるが、「聶」という語は、現在確認できる秦漢律において、本來從事するはずだった徭に何らかの理由で從事できなかった場合にのみ確認され、一般の徵發は「發」、「興」で表現される。そのため、「聶」は一般的な徵發よりも限定された意味であると考えべきである。この他に陳偉2014は「聶」を「躡」だと考え「追補」の意味だと解釋する³⁴。嶽麓秦簡整理小組も釋文において「聶」を「躡」と読み替えていることから、同様の見解であるとみられる。「躡」には「追」の意味があるといっても、その用例は三國時代など比較的新しい時代のものばかりである。しかも、いずれも原義の睬や踏に近い、實際に後についてゆく意味で用いられている³⁵。古い用例では「張良、陳平躡漢王足」（『史記』淮陰侯列傳）などのように「睬」や「踏」の意味で用いられることが多い。そのため、秦から漢初期に跟随、追蹤よりもさらに發展した追補の意味で用い

³² 陳松長「嶽麓秦簡中の「徭律」例說」（『出土文獻研究』第11輯、中西書局、2014年）

³³ 朱紅林「嶽麓書院藏秦簡《徭律》補說」（『出土文獻與法律史研究』第3輯、2014年）

³⁴ 陳偉「嶽麓書院藏秦簡《徭律》の幾個問題」（『文物』2014年第9期）

³⁵ 例えば「躡踵側肩、拑裳連襪。」（『文選』潘嶽藉田賦）や「欣等追蹤於疆川口、大戰、維敗走。」（『三國志』卷28、鄧艾傳）など。

られるとは考えにくい。この嶽麓秦簡の「聶」も富谷 2006 のように「攝」と読んで調整の意味に解釈すべきだろう。つまり、規定日数より少なくなってしまうたり、多くなってしまうたりした日数を調整するという意味であり、具体的には次回の徭に先送りし、振り替えて徴發することを指す。

「平其徭」とある「平」に關して、陳松長 2014 は「寛恕」、「免除」の意味だとする。しかし、これは「聶」字の前に「勿」字が抜けているという前提のもと成り立つ解釋であり、問題がある。朱紅林 2014 と陳偉 2014 は「平」に「成」の含義があること根據に、朱氏は「補償」と理解し、陳氏は「完成」と理解する。また、陳松長 2014 は『漢書』溝洫志に「平繇」という用例のある事を紹介するが、簡文の「平徭」の含義はこれと異なるとする。陳氏の紹介する『漢書』溝洫志にみえる「平徭」は顏師古註に「平繇者、均齊渠堰之力役、謂俱得水利也。」とあるように力役を均齊にする意味で用いられる。陳氏はこれが律文の「平徭」と異なる意味であるとするが、律文の「平徭」もこれと同じく徭を均齊にするという意味で解釋できるだろう。つまり、ここでは歸葬によって不足した徭役日数を振り替えによって調整し、均齊にするという意味と解釋できる。

以上から、この條文では徭に徴發されている時に祖父母・父母・妻子が死亡した場合には歸宅し埋葬することが許されるが、埋葬が終われば休んだ分の日数を後に振り替えて服することを定めたものだといえる。

このような徭の振り替えは他縣に轉居した場合にも引き繼がれ、年をまたいでも、新たに作られた券に記入されて引き繼がれることが以下の史料からわかる。

徭律には「【中略】居住地が變わった者については、その者の徭に従事した日数の資料を轉居先に移管する。年度が終われば新しく券を作り、その振り替えるべき日数と義務期間を超えて従事した日数を引用し、いずれも新しい券に記して振り替えを行う。」とある。

繇（徭）律曰、【中略】其移徙者、輒移其行繇（徭）數徙所、盡歲而更爲券、各取其當聶（攝）及有贏者日數、皆署新券以聶（攝）。

（嶽麓秦簡「秦律令壹」第 2 組 244～247）

中央や他郡に移動して行われることのある徭は移動日数がかかるため短期

で人員を交代させるのは效率が悪い。このように義務日数を「聶」によって振り替える仕組みにより、年間の徭の義務日数を超える徴發も可能となり、移動を減らすことができたと推測される。また、臨時の勞役が少なかった年の勞役は消滅することなく、蓄積された。ただし、いくつかの条件下では振り替えが行われず、免除された。

徭律には「【中略】贖・贖・責（債）が十日有り、自ら居作し、縣官で居作している者については、縣にもし徭・戌があった場合、その罪の等級が外に出すことができるものであれば、徭・戌に従事させる。徭・戌が終われば、再び居作させる。徭・戌の義務がある者で、病気のため出られない場合、および居作期間が一年以上である場合、病気の年の徭を免除し、振り替えない。□□繫に論ぜられた場合、繫される期間の徭・戌は免除し、出た日にこれを使役する。

繇（徭）律曰【中略】有贖贖責（債）拾日而身居、其居縣官者、縣節（即）有繇（徭）戌、其等當得出、令繇（徭）戌、繇（徭）戌已、輒復居。當繇（徭）戌、病不能出及作盈卒歲以上、爲除其病歲繇（徭）、勿聶（攝）□□論毆（繫）、除毆（繫）日繇（徭）戌、以出日傳（使）之。（嶽麓秦簡肆「秦律令壹」第2組248～252）

漢代にもほぼ同じ内容を簡潔に記した規定がある。

●徭・戌の義務がある者で、病気が一年以上になる場合、および繫となった場合は、振り替えを行ってはならない。

●當繇（徭）戌而病盈卒歲及毆（繫）、勿聶（攝）。（「二年律令」407簡から抜粋）

病氣・居作が一年以上になる者と「繫」が振り替えを行わず免除の対象となることがわかる。また、繫は「繫城旦舂六歲」（「二年律令」165簡）のように年を単位に科されるため、必然的に一年を超える。このような場合、その年の徭は免除され、繰り越されなかった。

徭の義務日数について「更」との違いを簡単にまとめると、「更」は縣などで經常的業務に必要な人員の數と更卒の數によって、三更（三か月に一か月間上番）を上限として輪番が組まれるが一方の「徭」は「更」とは別に義務日数が定められていた。「徭」の義務日数は爵位などによって差が設けられており、全體像を明らかにすることは困難であるが、秦の遷陵縣の男性の例では、年間24日であった可能性がある。また、勞役に従事した日数に過不足が

あった場合、年度を越えた繰り越しが行われ、他縣に轉居した場合にはこの過不足は轉居先に移管された。「更」ではこのような処理は行われず、踐更期間が過ぎれば、勞役がなくても、義務を果たしたことになった。

3. 徭の徵發方法

勞役の徵發がどのように行われるのかについてはこれまでに多くの指摘がある。縣や郡國で勞働力が集積・編成されたことについては藤田勝久 1984 や重近啓樹 1990 ですでに指摘されている³⁶。その前段階の直接的な人選・徵發については大庭 1955 が『太平御覽』引『東觀漢記』周黨傳などから郷佐が徵發を直接擔當したとする³⁷。飯尾 1985 は秦の睡虎地秦簡「法律答問」に「敖童を隱匿する、および身體障害の申告が不正確である場合、里典・老は贖耐とする。(匿敖童、及占癘不審、典、老贖耐。)」という規定が引用されていることから、傳籍を里典・老が作成することを指摘し、ここからさらに論を進め、民から勞働力を徵發する場合に國家機關が直接里内から徵發するのではなく、里典・老が最終的に指名するのだと指摘する³⁸。これらは、「徭」の徵發に限れば的確な指摘であることが、新たに公開された史料からも確認できる。しかし、「更」も含めた勞役徵發の方法としては適切ではない。藤田 1984 が更卒は郷で徵發されて尉史に統括されるとするのも、「更」と「徭」が區別されていない故の誤解である。更卒は自動的に踐更期間に入り、尉史など踐更先の勞役管理者に仕事を割り振られるため、郷吏の介入する餘地はない。この点については鷺尾 2005 が徭役者の選抜と徵發に、郷佐や郷有秩・畜夫などの郷の官吏がかかわっており、郷里は自ら主管する工事のみならず、上級機關が必要とする際にも人員の徵發を擔當すると指摘したうえで、更卒についてはこれとは異なり、尉史自體が徵發事務擔當であるとしているのが適切である。

³⁶ 藤田勝久「前漢の徭役勞働とその運營形態」(1984年初出、『中國古代國家と郡縣社會』汲古書院、2005年に再收)。前掲注2重近1990。

³⁷ 大庭脩「漢の畜夫」(『東洋史研究』14(1-2)、1955年)

³⁸ 飯尾秀幸「中國古代における國家と共同體」(『歴史學研究』547號、1985年)

その後、陳松長 2014 によって嶽麓書院藏秦簡の徭律が紹介されると、この律文に秦の徭の具体的な徴發の手續きが明記されており、郷嗇夫と里典が主體となって徴發することが再確認された。

徭律には「年度ごとに徭で人夫を徴發する際には、一人につき「三尺券」を一枚作り、その「厚」を書く。徭を徴發する時には、郷嗇夫が必ず自ら里典とともに券でもって徴發する。農繁期にはまず裕福なものを徴發し、農閑期には貧しい者を徴發する。いずれも、徴發した月および使役した日数を、一か月ごとに券に書き、その「都發」および「縣請」を記す。【後略】

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。節（即）發繇（徭）、郷嗇夫必身與典以券行之。田時先行富有賢人、以閒時行貧者、皆月券書其行月及所爲日數、而署其都發及縣請。【後略】（嶽麓秦簡「秦律令壹」第 2 組 244~247）

この條文には解釋の困難な語がいくつか含まれる。まず「三尺券」について、整理小組は「三辨券」の誤り、あるいは文書の形態に關する規定と二通りの可能性を併記している³⁹。朱紅林氏も整理小組と同意見で三辨券の誤りであると考え。陳偉氏は「三辨券」の誤りとは考えず、月ごとの服徭日数を記す必要があったため三尺の長さが必要だったのだと考える。「尺」と「辨」は音も字形も大きく異なる。確かに三辨券は簡牘資料によくみられる語であるが當時よく用いられる語であるからこそ、書き誤る可能性は高くない。陳偉氏の指摘するように毎月の行徭日数や乏徭日数が記入されることからすれば、大型の券が使用された可能性のほうが高いだろう。三尺であれば 70 cm 弱のかなり大型の券となる。次に、「厚」については同條文内にと貧富によって徴發時期を調整する規定があることから財物の多少を指すと考えられている。しかし、資産の評価をあらわす場合には通常「贄」が用いられる。「厚」が財産が豊富であるという意味で用いられる例はみられるが、財物の多少の意味で用いられるのは一般的ではない。直前に「三尺券」という券の形態に關する規定があるので、この「厚」も文字通り券の厚さである可能性がある⁴⁰。

³⁹ 三辨券とは券を三枚に割り、やり取りのあった当事者が左右の券を分け、中券は上級機關が證明のために保存する種類の照明文書である。

⁴⁰ 「厚」を厚さの意味で用いる例は豊富である。例えば「椹高三尺、廣一【尺】八寸、袤六尺、厚

いずれにせよ、「三尺券」および「厚」に関しては新たな関連史料の発見を待たなければ解決は困難であろう。

この「三尺券」には他にも徴發対象者の氏名などが記載されたと考えられるが、「厚」以外の記載内容に関してはこの条文から知ることはできない。日数が縣に記録されたであろうことは、次の徭の券に関する規定から読み取れる。

徭律には「徭を實行し、爵位が不更以下の者を徭・戌に使役する場合、一日以上はことごとく券に記し、牒にも記す。短期逃亡の前科があるものはこれも記す。令に従わない者および券に記録すべき徭に該当しない徭を記録した場合、郷嗇夫と吏の擔當者は各々罰金一甲とし、丞・令・令史は各々一盾とする。」とある。

繇（徭）律曰、發繇（徭）、自不更以下繇（徭）戌、自一日以上盡券書、及署于牒、將陽倍（背）事者亦署之、不從令及繇（徭）不當券書、券書之、貲郷嗇夫・吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。（嶽麓秦簡「秦律令壹」第2組 253～254）

この条文から、一日でも徭・戌が行われると券に記録されること、券だけでなく牒にも記されていたことがわかる。短期逃亡罪の前科がある場合も牒に記載された。券は割符にすることや刻齒を入れることで偽造を防止し、証明のために用いられる書類であるが、牒は通常の簡であり、記録のために用いられたと考えられる。

この条文では「徭戌」という語が使用されている⁴¹。「二年律令」にも「郵

母過二寸」（嶽麓秦簡「秦律令（壹）」364～365簡）、「整廣八寸厚六寸長尺八寸一枚用土八斗水二斗二升」（居延漢簡 187.6/187.25）、「…用板長丈廣尺厚五寸…」（『肩水金關漢簡（壹）』73EJT1:41）など。

⁴¹ 里耶秦簡にも「徭戌」という記述がある。「得高裡士五難繇戌□一歲謁令」（裡耶秦簡八一五八五）。一見すると「徭戌」が士伍の難の役職のようにも見えるが、里耶秦簡など秦漢簡牘で役職はほとんど例外なく里爵の前に記される。そのため、この徭戌も徭と戌の併稱だと考えられる。本簡は全體的に癖のある字で讀みにくく、一歳の前の一字『』は消えかけているため、釋讀が困難である。しかし、『乏』（八一二二二）と比較すれば、確認できる筆畫が左上部の左下に向かう墨跡・上下二本の右下に向かう墨跡・右上から縦の墨跡とすべて一致し、これが「乏」字であることがわかる。よって釋文は「得高里士五難、繇戌乏一歲。謁令…」となる。徭・戌を一年缺勤したと報告し、そのうえで「謁令～」とあるように、このことに関する事務處理などを依頼する文書である可能性が高い。類似する形式の例には「……里士五辟、繕治。謁令尉定……□丞繇告尉主聽書從事、它……」（里耶秦簡八一六九）などがある。ここでも徭と戌は一括りの義務として扱われている。

人勿令繇（徭）戍」（268簡）や「當繇（徭）戍而病盈卒歲」（407簡）などの用例がみられる。この「徭戍」という語は傳世文獻にも散見され、勞役一般と兵役一般を併稱した語であると考えられてきた。しかし、律令の中で「徭」および「戍」はそれぞれ具體的制度を指して用いられているため、「徭」と「戍」という具體的な制度の併稱と考えたほうが適當である。この條文には戍についても券に記録するよう規定されており、徭の徵發に用いられた「三尺券」は戍の徵發にも使用されたようである⁴²。徭・戍の券・牒への記入に不正があった場合に郷嗇夫および主管する吏が罰せられることから、郷嗇夫が徭だけでなく戍の徵發にも深くかかわっていることがわかる。

「都發及縣請」について陳松長 2014 は「都發」を都官による徭役徵發だと考えている。陳偉氏も同様の可能性を指摘するが、簡牘および文獻に都官が徵發する徭役は見られないとし、都に大・總・凡などの意味があることから「全面的で大規模な徵發」という別案を併記する。しかし、「縣請」つまり縣の必要に応じて請求された徭役であることと「大規模徵發」は對應せず不自然である。都官による徭役と考えたほうが文脈に合うであろう。

次の「二年律令」の條文からは、また別の可能性があることが読み取れる。

都吏および縣令・丞は（徭において）律に従わない者をしかるべき時期に調査し、その者を論斷する。そして歳ごとに徭に徵發可能な人数および徭に徵發した人数を二千石官に報告する。

都吏及令・丞時案不如律者論之、而歲上繇（徭）員及行繇（徭）數二千石官。（「二年律令」416）

この條文では二千石官の屬官である都吏が縣令・丞とならんで徭の不正調査と徭の報告に責任を負っている。都吏も令・丞と同じく興徭と深くかかわるからこそ、このような規定があると考えられる。ここから「都發」が二千石官の必要に応じて、都吏によって執り行われる徭であった可能性が想起される。

もう一方の「縣請」について整理小組は釋文を「縣請（情）」としているよ

⁴² 高恆「秦律中的徭、戍問題」（『考古』1980年第6期）は「史書には度々徭・戍が併記され、戍役を力役の一種として扱っているのも故無きことではない」と述べ、勞役と兵役の未分化の状況があったことを指摘する。

うに「請」を「情」に読み替えて、縣の事情・状況のことと解しているようである。しかし、縣の請求と解したほうが文脈に合うように思われる⁴³。このことから、「都發及縣請」は都官の徵發であるか縣の請求であるかを注記すると解釋すべきであろう。徭には「縣請」と「都發」の別があり、いずれも郷畜夫と里典によって徵發される。ここから縣の徭だけでなく都官の徭の徵發も直接的には郷里が擔當することがわかる。

郷畜夫と里典によって徵發された徭の集計はいったん郷で行われ、縣に資料が送られていたことは次の里耶秦簡の文書にみられる。

三十五年九月二十九日、貳春郷守の辨が申し上げます。爵位が不更以下の者の徭計を二枚送ります。

卅五年九月丁亥朔乙卯、貳春郷守辨敢言之、上不更以下繇（徭）計二牒（里耶秦簡八一五三九）

これは郷から縣に徭の集計資料を送付した際の文書であり、「卅五年九月丁亥朔乙卯」は始皇35年9月29日である。10月から年度の始まる秦ではこの日は年度末に当たるため、年間の徭の集計を送ったものであろう。

以上から郷畜夫が徭役の徵發に際して果たす役割が明確になったと思われるが、以下では、さらに縣がどのような基準で郷に徭を割り当て、郷里がどのような基準で徵發を行ったのかを検討したい。

必要な労働力の延べ人数は徭を主宰する縣あるいは中央で見積もりを行い決定された。徵發される延べ人数は日数で表記され、工事の規模や実施される季節などによって、厳密に決められていた。睡虎地秦簡徭律には労役の見積もりに関する規定がある。「秦律十八種」の「徭律」は複数の規定が連記されているので、該当部分のみ引用する。

縣が經常的労役を行う時および上級機關に請求して労役を行う時には、吏が必要な労働力の量を計算する。員数の超過および員数の不足が二日以上である場合は「不察」罪とする。中央が徵發する場合も、労働力の計算が正確でなかった者は縣と同じように扱う。労働力の見積もりは必ず司空と匠人で見積もる。匠人單獨で見積もりさせてはならない。不正

⁴³『廣雅』釋詁三「請、求也。」

確であった場合は、見積もりを行った者を律令に則って罰する。そして、（見積もりの数字ではなく）実際に使役した数字でもって「徭徒計（徭に使役した人夫の集計簿）」を作成する。徭律。

縣爲恆事及瀦有爲毆（也）、吏程攻（功）。贏員及減員自二日以上、爲不察。上之所興、其程攻（功）而不當者、如縣然。度攻（功）必令司空與匠度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇（徭）徒計。繇（徭）律（睡虎地秦簡「秦律十八種」徭律 122~124）

工事の責任者である司空と施工者である匠が共同で見積もりを行う規定があり、これが実際と合わなければ處罰の対象となった。縣の勞役だけでなく、中央の勞役でも同様の處罰規定があった。前掲「二年律令」416簡の「徭員」の用法から明らかのように、員の二日とは全體の工期の二日ではなく、一人が一日で行う勞働を一として数えた二日である。これが二日分不足あるいは超過すれば罰せられるため、かなり厳しい規定であると言えよう。『九章算術』商功章には春夏秋冬それぞれについて設定された人夫一人当たりの一日のノルマと工事の規模から必要な徒數を計算する計算問題が出題されており、一丈、一尺まで嚴密に計算したうえで勞働の量を決めている。類似の問題が多數出題されていることは、行政上重要な算術であったことを示しており、おそらくは実際の現場でもこれに近い方法で必要な勞働力が計算されていたものと考えられる。

見積もりによって算出された延べ人數は、縣の主宰する徭の場合は縣によって各郷に割り当てられた。中央の場合は、まず縣に割り当てられ、縣から郷に割り当てられたと考えられる。『九章算術』の例題を参考にすれば、縣が各郷に徭を割り当てるのに参照したのは各郷の算の量だとみられる。

今、北郷の算は 8758、西郷の算は 7236、南郷の算は 8356 であり、3つの郷で合わせて 378 人を徭に徵發する。算の數の多少によってこの人數を比例配分したい。問う、各々何人であるか。

解答は、北郷は 135 と 11637/12175 人を遣わし、西郷は 112 と 4004/12175 人を遣わし、南郷は 129 と 8709/12175 人を遣わす。解法は、各々の算の數（8758、7236、8356）を置いて列衰とし、別にこれらを併せたもの（24350）を法とし、徵發される徭役の人數（378）を、まだ併せていない

衰それぞれに掛け、その各々（3310524、2735208、3158568）を實とする。實を法で割ると人を單位とする答が得られる⁴⁴。

今有北郷算八千七百五十八、西郷算七千二百三十六、南郷算八千三百五十六、凡三郷、發徭三百七十八人。欲以算數多少衰出之、問各幾何。荅曰、北郷遣一百三十五人一萬二千一百七十五分人之一萬一千六百三十七。西郷遣一百一十二人一萬二千一百七十五分人之四千四。南郷遣一百二十九人一萬二千一百七十五分人之八千七百九。術曰、各置算數爲列衰、副竝爲法、以所發徭人數乘未竝者、各自爲實。實如法得一人。

この計算問題を見る限り、縣は算の多寡をもとに郷に人數を割り當てるだけのようである。郷に割り當てられた後は、鷺尾 2005 がこの史料などから指摘するように、郷が徭發の主體となる⁴⁵。

郷でどのように徭の従事者が徵發されたのかについては、すでに山田勝芳が鳳凰山漢簡十號墓 B 類竹簡を用いて詳しく論じ、郷でも徭が算によって割り振られたことを指摘している⁴⁶。次に示す鳳凰山漢簡十號墓 B 類竹簡は楊際平 2009 なども指摘するように、複数の戸を合わせて合計十算となるグループを作り、その中から男女一人ずつを勞役に従事させたものである。

鄧得二、任甲二、宋則二、野人四・凡十算遣一男一女・男野人女惠
寄三、齊一、□一（?）、張母三、夏幸一遣一男一女・男母邛、女□□
□□一、姚卑（?）三、□□三、寅三・凡十算遣一男一女・男孝、女綠
（?）
晨一、說一、不害二、黃伏（?）三、異三・凡十算遣一男一女・男□女辨
□四、佷（張）伯三、翁□一、楊□二・凡十算遣一男一女・男慶、女某□
邛（?）期三、黑一、★一、宋上一、★（恥?）二、除二・凡十算遣一
男一女・男邛（?）期、女方
□涓二、□多一、毋寇三、壯（?）辰（?）四・凡十算・遣一男一女・男

⁴⁴ 現代語譯に際しては角谷常子、張替俊夫『『九章算術』譯注稿（7）』（『大坂産業大學論集 人文・社會科學編』8、2010 年）の譯注を參考にした。

⁴⁵ 前掲注 2 鷺尾 2005

⁴⁶ この資料については山田氏のもの以外にも非常に多くの研究がある。本稿では湖北省文物考古研究所編『江陵鳳凰山西漢簡牘』（中華書局、2012 年）、楊際平「鳳凰山十號漢墓據“算”派役文書研究」（2009 年初出、『楊際平中國社會經濟史論集：出土文書研究卷』廈門大學出版社、2016 年再收）、裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘考釋」（『文物』1974 年第 7 期）を參照した。

辰、女□

……二、□則一・遣一男一女・男……

斬□一、□□□

□是二……

……四・凡十、男□□女人

(鳳凰山西漢簡牘、十號墓 35~45)

山田氏は前掲の『九章算術』の例題およびこの十號墓 B 類竹簡などから 15 歳以上の男女の算賦納入者が算を単位として数えられ、官はこの算を単位として算賦を徴収するのみならず、役をも割り当てたと指摘している。この見解は別の史料から論じた楊振紅 2010 の結論とも一致する。

山田氏の用いた B 類竹簡からは、郷でも算を基準に徴發する場合があったことがわかるが、鳳凰山十號墓漢簡にはこれ以外にも徭の徴發に関係すると考えられる C 類竹簡がある。

■市陽兩戸遣一人繇（徭）倉書

郭 L 乙二戸 儻行 少一日

寇□都二戸 兼行 少一日

好(?) L 昆論二戸 善行 少一日

越人□二戸 唐行 少一日

上官巴人 L 聖二戸 ★ □舒(?) 少一日

(10 枚省略)

平 L 中章 見

(鳳凰山西漢簡牘、十號墓 46~62)

これら C 類竹簡では、算ではなく、戸を基準に徴發が行われている。郷の段階では算によってのみ人選が行われるわけではなく、場合によっては戸など別の基準を用いて臨機應變に個人への割り当てを行っていた可能性を指摘できるだろう。B 類竹簡・C 類竹簡ともに徴發対象の人物の名前が記されており、人数のみを割り當てる縣の段階とは異なり、郷の段階では個人を把握している。この資料では表題に「市陽」と記されていることも重要である。「市陽」というのは同じ十號墓の 4 簡の算を記録した木牘や 7 簡の田租を記した大型竹簡からわかるように西郷内の里名である。里ごとにこのような名簿

が作成されたことから、里典の關與があつたことが推測される。このことは、本節冒頭で引用した嶽麓秦簡肆「秦律令壹」第2組244～247の規定の内容とも一致する。

以上、本節では鷲尾2005などで指摘されているとおり、郷畜夫と里典が徭徵發の人選を行ったことを再確認したうえで、より具體的に縣が算をもとに各郷に人數のみ割り當て、郷畜夫と里典が算や戸を基準に人選を行っていたことを確認にした。もちろん、人選が郷畜夫および里典に委ねられていたとしても、律に定められた範囲内でのことである。定められた順序や範囲などの規定を守らなければ、前掲の「二年律令」114-115簡に「……を興し……を行う場合、および徭・戍に送ることが順番通りでない場合、もしくはほしいままに車牛を徵發した場合、および徭使してはならない者を徭に徵發した場合、罰金各々四兩。」とあるように處罰された⁴⁷。しかし、自動的に踐更期間に入る更卒の役とは異なり、徭は郷畜夫・里典に限られた範囲とはいえ、裁量を持ち、人選を行った。このことは、彼らが郷里社會に對して一定の權力を持つことにつながつたであろう⁴⁸。

「徭」の徵發方法について「更」との違いを簡単にまとめると、「更」では經常的業務に必要な一定人數を常駐させるように輪番が組まれ、自動的に踐更期間に入るのに對して、「徭」は各郷に割り當てられた人數を郷畜夫・里典

⁴⁷ 農繁期には裕福な者を徵發し、農閑期には貧者を徵發することなど順序が定められていた。また、「不當徭使者」とは「人屬」や「弟子」等の優遇措置のある者であることが次の條文からわかる。「徭律には「徭および車牛を徵發した場合および徭を徵發して不適切だった場合、およびほしいままに人屬・弟子・人復・復子・小敖童・奴を使役した場合は郷畜夫・主管した官吏に罰金二甲、尉・尉史・士史・丞・令・令史のこれを見て知っていた者あるいは告發があつたのに効を行わなかった場合はこれと同罪である。知らなかった場合と告發がなかった場合は罰金一甲とする。(繇(徭)律曰、興繇(徭)及車牛及興繇(徭)而不當者及擅傳(使)人屬・弟子・人復・復子・小・敖童・弩、郷畜夫吏主者、賞各二甲、尉・尉史・士史・丞・令・令史見及告而弗効、與同辜。弗見莫告、賞各一甲。)」(嶽麓秦簡「秦律令壹」147～150)

⁴⁸ 「史記」には項梁が「吳中で大徭役および喪があるたびに項梁は常にこれを取り仕切り、ひそかに兵法をもって賓客および子弟を配置し、その能力を確認した。(每吳中有大繇役及喪、項梁常爲主辦、陰以兵法部勸賓客及子弟、以是知其能。)」(「史記」項羽本紀)という話が殘されており、實際の徵發の場では、郷畜夫や里典だけでなく郷里社會の顔役が人選に關與する場合もあったようである。項梁はもともと吳中の出身ではないが、この地でも人望を集めていたため、大徭役のたびに取り仕切りを任されていたと考えられる。おそらく、通常徭を取り仕切る郷畜夫・里典にもこれに類する郷里社會に對する影響力が期待される場合があつたであろう。

が人選し、指名する。縣から郷に割り當てる際には、算の多寡によって算出された人数のみが割り當てられるが、郷の段階では律に定められた範囲の中で郷嗇夫が基準を設けて各戸に割り當てる。

おわりに

本稿では「徭」の運用範囲、義務期間、徴發方法の三點について検討した。これによって、「更」と「徭」の制度としての性質の違いがより明確になったと思われる。秦の勞役は、戍卒などの兵役を除くと、15歳以上の男女が年間24日（閏年は26日）を上限として、縣の内外で臨時的勞役に従事する「徭」と傳された男性のみが年間90日を上限とした一か月交代制によって、主に縣内で勞役に従事する「更」との二本立てであった。「更」は漢昭帝期に60日に統一され、後漢までには年間30日に削減されたとみられる。従来、更徭外勞役として無制限に徴發されると考えられることのあった中央の勞役や臨時的徴發は「徭」に屬するものであった。

「徭」は、縣の經常的な需要では使役することできず、餘剰や不足は年度をまたいで繰り越され、毎年中央に使役額と徴發可能額が報告された。このような処理は租税の管理と類似しており、縣に集積され、中央の統制を受ける財政の一部としての「徭」の性質が確認できる⁴⁹。一方の「更」は、縣などの踐更部署の需要に應じて、經常・臨時的勞役に従事させることができるものであり、「徭」のように繰り越されることはなかった。更卒や踐更小吏となった男子が吏や勞役刑徒と同じように、縣などに屬して労働に従事するスタッフとしての性質があったとみられる。「更」は「卒」あるいは「吏」として縣

⁴⁹ 渡邊信一郎『中國古代の財政と國家』（汲古書院、2010年）の第二章（1989年初出）および第四章（2001年初出）では、郡縣を基軸とする社會的労働の集積・編成とそれを基礎にする全國的編成や廣領域編成のあり方は、租税の收取・蓄積や中央財政の編成のあり方とまったく同じであるという指摘がある。渡邊氏が更卒の役をこれに含めることは、更卒労働が縣で處分可能であり、勞役がなくても繰り越して蓄積されないという點で適切ではないと思われるが、徭に限れば的確な指摘である。ただし、このことをもって行政の根幹が地方官府に掌握されていたとする點については、地方官府で集積・編成された徭員労働力が地方官府の需要に應じて使役できないことを考慮すれば、再考の餘地があるだろう。

に所属し、下働きをするものであり、「徭」は黔首・民として國家に勞働力を供出するものであるので、両者は根本的に性質が異なるものであるといえる。「更」は三國吳簡にみられる「給吏」、さらには雜役・差科へと連なる系統であることが推測され、「徭」は庸へと連なる系統であることが推測される。

本稿では制度の詳細を明らかにすることに重點を置き、史料紹介および史料の基礎的分析に終始したが、徭の歴史的展開や意義などについては稿を改めて論じる機会を得たい。

[付記]本論執筆にあたって諸先生から貴重な意見をいただいた。特に第一節は峰雪幸人の指摘により、大幅に修正した。本研究はアジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「簡牘學から日本東洋學の復活の道を探る——中國古代簡牘の横斷領域的研究(3)」およびJSPS 科研費JP16H03487「最新史料の見る秦・漢法制の變革と帝制中國の成立」(研究代表者陶安あん)の支援を受けた成果を含む。